

三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和5年6月

三重県

目次

はじめに	1
1 三重県農業の現状	1
2 策定の趣旨	2
3 基本方針の性格及び計画期間	2
第1章 基本方針	3
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	3
1 農業経営体の確保・育成	3
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	3
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	4
2 中山間地域等における多様な担い手の確保・育成	5
3 効率的かつ安定的な土地利用の推進	5
第2 効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の基本的指標	6
1 営農類型毎の経営規模の指標及び生産方式等に関する事項	6
(1) 生産方式	6
ア 主穀	6
イ 野菜	7
ウ 果樹	8
エ 花き・花木	9
オ 茶	10
カ 酪農	10
キ 肉用牛	11
ク 養豚	12
ケ 養鶏	13
(2) 経営管理の方法	13
(3) 農業従事の態様	14
(4) 各地域における推進方向及び該当する営農類型	15
ア 北勢地域	16

イ	中南勢地域.....	16
ウ	伊勢志摩地域.....	16
エ	伊賀地域.....	16
オ	東紀州地域.....	17
2	生産基盤、加工・販売に関する事項.....	18
	(1) 生産基盤.....	18
	(2) 加工・販売.....	19
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に 関する事項.....	20
1	県農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針.....	20
2	都道府県が主体的に行う取組.....	20
3	関係機関との連携・役割分担の考え方.....	21
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標.....	22
第5	農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項.....	23
1	農業経営改善計画に関する事項.....	23
2	青年等就農計画等に関する事項.....	23
3	農地中間管理事業に関する事項.....	24
4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	24
	(1) 地域計画推進事業に関する事項.....	24
	(2) 農用地利用改善事業に関する事項.....	25
5	その他農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	25
第6	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項.....	26
第2章	推進体制.....	27
1	県段階における推進体制.....	27
	(1) 県.....	27
	(2) 一般社団法人三重県農業会議.....	27
	(3) 公益財団法人三重県農林水産支援センター.....	27
	(4) 三重県農業協同組合中央会.....	28

(5) 株式会社日本政策金融公庫.....	28
2 市町段階における推進体制.....	28
(1) 市町.....	28
(2) 関係機関及び関係団体.....	28
ア 農業委員会.....	28
イ 農業協同組合.....	29
ウ 土地改良区.....	29
3 農業再生協議会による推進体制.....	29
(1) 三重県農業再生協議会.....	29
(2) 地域農業再生協議会.....	29

はじめに

1 三重県農業の現状

本県では、温暖な気候、南北に細長い地形、京阪神や中京などの大消費地が近いという地理的条件を生かし、水稻を基幹作物としながら地域の特性に応じた多様な農業が展開されてきた。とりわけ、鈴鹿山麓から南勢の丘陵地帯に広がる茶、鈴鹿山麓を中心とした花木、熊野灘沿岸のかんきつ、松阪及び伊賀地域の肉用牛など全国に誇れる産地が育成されてきている。

一方で、県内には伊勢湾沿いの桑名から伊勢にかけて中規模都市が分散して存在しており、他産業への就業機会に恵まれている。また、農地面積の76%が水田であり、稲作中心の農業が展開されている。こうしたことから、兼業で農業を行いやすい環境にあり、全国平均に比べ兼業化率が高い状況にある。さらに、高齢化、後継者不足などにより、主業農家数は年々減少しており、生産構造の脆弱化が進んできている。

こうした中、計画的な基盤整備、担い手への土地利用の集積を図る取組である水田営農システムの推進、米の需給調整と連動した集団麦作・大豆作の推進などにより、耕地利用率は平成17年から上昇傾向となり、近年は90%前後で推移しているものの、中山間地域を中心に、担い手不足の解消や遊休農地の活用などが課題となっている。

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	備考
①農業経営体数※	39,851戸	32,970戸	25,696戸	18,804戸	全国 1,076千戸
②個人経営体の主業 経営体数※ (主業経営体比率)	3,819戸 (9.6%)	3,218戸 (9.8%)	2,520戸 (9.8%)	1,805戸 (9.6%)	全国 231千戸 (21.4%)
③基幹的農業従事者 の高齢化率	71.9%	76.3%	78.3%	81.1%	全国69.6%
④基幹的農業従事者 の40歳未満比率	2.2%	1.9%	2.5%	2.5%	全国4.9%
⑤認定農業者数	2,032人	2,266人	2,232人	2,152人	全国227,444人
⑥担い手への農地集 積率	18.7%	29.0%	30.1%	41.6%	全国58.0%

(①～④農林業センサス、⑤⑥担い手支援課調べ)

※平成27年度までは、①は販売農家数、②は主業農家数(主業農家比率)。

2 策定の趣旨

世界的な情勢不安や物価高、気候変動など、農業や国民生活を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、コロナ禍で特に大きな影響を受けた飲食業界や観光地等における集客数が回復基調であることや農産物の輸出拡大等、明るい兆しが見られるようになった今般、農業の持続的な発展をめざし、農業経営基盤強化促進法改正（令和5年4月1日施行）を始めとした人と農地に関連する施策の見直しが行われた。

このような我が国及び本県の農業を取り巻く状況などを踏まえ、県では、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割に鑑み、農業・農村の健全かつ持続的な発展を図るため、意欲ある農業経営体（効率的かつ安定的な農業経営をめざす家族農業経営体や法人経営体、経営改善に積極的に取り組む集落営農組織）の積極的かつ創造的な取組を基本とし、このような経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざすこととする。

そこで、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（令和2年3月）及び国の「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月）等を踏まえ、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和2年8月策定）を以下の項目について改定する。

- ①効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ②農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
- ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ④農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針の性格及び計画期間

この基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づくものであり、今回の改定は法の改正によるものであることから、目標は令和2年度から10年間を見通して定めるものとし、おおむね5年ごとに見直すこととする。（目標年度：令和11年度）

令和5年6月27日策定

第1章 基本方針

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割に鑑み、本県における農業・農村の健全かつ持続的な発展を図るため、農業経営体の積極的かつ創造的な取組を基本とし、意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な経営をめざして経営改善に取り組む農業構造の確立をめざす。また、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・発展、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組む。

なお、中山間地域等育成すべき経営体の確保が困難な地域等においては、地域の実情に即して、地域と調和した適正な農地利用を前提に、集落営農の推進とともに、農業経営や農地の集約、多様な担い手の農業への参入促進により、地域農業の維持・発展を図る。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた農業経営体の確保・育成や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の重点化を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化した取組を積極的に進める。

1 農業経営体の確保・育成

人口の減少や経済のグローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変化する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成することはもとより、創意工夫の発揮等により農業の未来を切り開いていく、意欲や雇用力のある農業経営体を育成していくことが重要である。

このため、農業経営体に対し、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など経営発展を促すとともに、若者が就労の場として農業を選択し、次代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくり、農業の生産性向上を図る生産基盤の推進により、次世代農業の主軸となる農業経営体の確保・育成を図っていく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

他産業従事者の労働実態を踏まえ、以下の目標を掲げて効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人当たり	1,800~2,000	時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者1人当たり	400~500	万円程度
	家族経営での目標所得	500~800	万円程度

また、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を明確にし、農業経営の改善を計

画的に進めようとする農業経営体に対して、法第 12 条に基づく農業経営改善計画認定制度（以下「認定農業者制度」という。）の積極的活用を促すとともに、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、法人化や経営の複合化及び多角化、生産技術の向上など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

特に、地域の話し合いを通じた農地中間管理事業の活用による農業経営体への農地の集積・集約化や、円滑な経営継承や安定的な農業経営を行う上で効果的である農業経営の法人化に注力して取り組む。

さらに、国の「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月策定）の取組の促進や、加工・流通販売を自己の経営に取り入れる 6 次産業化、体験・交流サービスの事業化など地域の資源を生かした新たな価値創出を促進し、経営体の育成を図る。

また、女性農業者を育成するため、家族経営協定の締結や集落営農への参画等により経営への参画を進めるほか、女性による起業や農業経営改善計画の策定及び実践を促進する。

加えて、多様な人材の活躍を促すため、農林水産業分野と福祉分野の連携である「農福連携」の取組により、障がい者等の就労拡大に取り組む。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和 4 年 6 月改定）や「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を踏まえつつ、以下の目標を設定する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等（新規就農者）の確保に向け、就農準備から定着に至る切れ目のない就農支援をはじめ、産学官が連携した U・I ターン者の受入れ環境の整備や次世代農業の主軸となる経営力に優れた農業ビジネス人材の育成を図る。

新規就農者数目標 ※45 歳未満	180 人/年
------------------	---------

（経営開始から 5 年後に達成すべき農業経営の目標）

年間総労働時間目標	主たる従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者 1 人当たり 250 万円程度
	家族経営での目標所得 250～500 万円程度

そのため、関係機関はもとより、地域が一体となった取組により、優れた青年等農業者を確保する体制を整えるとともに、公益財団法人三重県農林水産支援センター等との有機的な連携のもと、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、法第 14 条の 4 に基づく青年等就農計画認定制度（以下「認定新規就農者制度」という。）を積極的に活用し、農用地の利用や資金の貸付け、農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）によるサポートなど、青年等就農計画に掲げる目標の達成に向けた取組を総合的に講ずる。

さらに、農業大学校において、農業を志向する青少年及び現に農業経営に携わっている青年に対し、農業への理解促進や高度な知識、技術等の習得機会の提供を行うとともに、創造的で発展的な地域農業を構築するための幅広い視野や、連帯意識を醸成するための支援を行う。

加えて、本県では、新規就農者数の約70～80%が法人就農であることから、雇用力のある農業法人を育成するため、みえ農業版MBA養成塾（平成30年度開設）において、産官学が連携して、農業法人を立ち上げる起業家や農業法人のビジネスマネージャー、農業を核に地域の活性化を図るイノベーターなど、農業をビジネスとして展開できる人材の育成を図る。

また、農業法人等における就業者の定着に向け、就業者に対する効果的なOJTの実施、就業ルールの明確化などによる働き方改革の促進、職場における安全性の確保など、就業者が働きやすい職場環境の整備に向けた支援を行う。

2 中山間地域等における多様な担い手の確保・育成

中山間地域等においては、地域農業の維持・発展を図るため、特産化や高収益・高付加価値化が期待される作物の導入、地産地消、地域資源を活用したビジネス、農泊の取組等、新たな農業・農村の価値を創出する取組を促進する。

また、家族農業の維持・継続を図りつつ、地域の実情に即した生産組織、小規模な兼業農家、高齢農家等も参画した集落営農組織、NPOや企業等の多様な担い手の確保・育成を図る。

なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域においては、この制度を効果的に活用し、集落営農組織等の経営改善を進める。

3 効率的かつ安定的な土地利用の推進

農用地を効率的かつ安定的に活用するため、集落等において農業者や関係機関の協議によって策定する法第19条に基づく地域計画を基本にして、遊休農地化のおそれのある農用地の円滑な利用調整を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざす意欲ある農業経営体への集積を積極的に進める。

集積にあたっては、農地中間管理機構（（公財）三重県農林水産支援センター）が行う農地中間管理事業（貸借）や特例事業（売買等）をはじめ、農用地利用改善事業等の活用を促進し、農業経営体の経営規模拡大、経営安定につなげる。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、地域の営農状況に即したほ場整備や、集落における作付けの集団化、経営農地の集約化等を進める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営及び農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、優良な農業経営の事例等を踏まえ、本県における主要な営農類型毎の指標等について、次のとおり示す。

1 営農類型毎の経営規模の指標及び生産方式等に関する事項

(1) 生産方式

農業経営体が、効率的かつ安定的な農業経営を営んでいくために目標とすべき基本的指標を、営農類型毎に以下のとおり示す。

特に、より安全・安心な食料の安定供給を担っていくため、農業生産の工程管理を行うJGAPやASIA GAP、GLOBAL G. A. P.の認証取得、食品の衛生管理手法であるHACCPの考え方に基づく自主管理体制の整備などにより、消費者のニーズに沿った高品質な農産物生産を進める。

また、ICT（情報通信技術）を活用したセンシング等によるスマート農業技術の実装を図り、高度な生産管理の実践等を通じて、生産性の向上を図る。

ア 主穀

主穀中心経営については、集落・地域を範囲とした水田営農システムを確立するとともに、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地集積を加速的に進め、経営規模の拡大を促進する。特に、米の一等米比率の低下防止策として、施肥改善や病害虫防除に関する技術対策、水管理技術の励行、高温登熟性に優れた品種の導入を進める。また、実需者ニーズの高い麦、大豆の作付拡大や飼料用米、露地野菜の導入など、収益性の向上に向けた水田の高度利用を積極的に進める。さらに、麦・大豆の単収及び品質の向上を図ること等により、所得の向上を図る。

加えて、安定した雇用の確保や、さらなる経営規模の拡大を図るため、経営体の法人化を促進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、水稻、麦、大豆を中心に作業受託を推進する。また、経営開始時の投資額を抑えるため、適正な規模・性能の農業施設機械の導入や中古農業機械等の利用を促進する。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A1	主穀中心A（個別）	28	28	水稻8ha、小麦10ha、大豆10ha (麦・大豆は特定農作業受託含む)	2.5人	
A2	主穀中心B（大規模）	130	130	水稻30ha、小麦50ha、大豆50ha (麦・大豆は特定農作業受託含む)	2.5人	2.5人

A3	主穀中心C（集落営農）	35	35		水稻15ha、小麦10ha、大豆10ha	10人	
----	-------------	----	----	--	----------------------	-----	--

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積(ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・役員	雇用	
B1	主穀中心（個別）	19	19		水稻7ha、小麦6ha、大豆6ha	2.5人	

イ 野菜

野菜中心経営については、地域の条件に応じた品目構成と作型の組み合わせや施設化を進めるとともに、農用地の有効活用や収益性向上の観点から、水田への作付けを促進する。

また、規模拡大や高齢化に応じた省力化、労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調製等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業の分業化を進める。

施設栽培においては、低コスト耐候性ハウスの活用、空きハウスや温室など既存施設の有効利用等により投資額の低減を図るとともに、生産の安定化をめざしICTによる複合環境制御システムや養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を進める。また商品の高品質化、高付加価値化などに向けた取組を進めるとともに、出荷体制の整備を図る。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を極力抑えるため、既存施設、中古機械の利用などを進める。また、多様な販売方法の実施や出荷流通経費の削減、付加価値を生かした有利販売などを進めることにより、所得の向上を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積(ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・役員	雇用	
A4	ハウストマト （土耕）	1.0		1.0	抑制0.3ha、促成0.4ha、半促成0.3ha	3人	2人
A5	ハウストマト （ロックウール）	1.4		1.4	抑制Ⅰ型0.4ha、抑制Ⅱ型0.3ha、半促成Ⅰ型0.4ha、半促成Ⅱ型0.3ha	3人	3人
A6	ハウスいちご	0.4		0.4	高設栽培0.4ha	3人	1人
A7	露地野菜中心	6.0	6.0		キャベツ3.2ha、はくさい2.0ha、ばれいしょ0.8ha	3人	1人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
			露地	施設		家族・役員	雇用
B2	ハウストマト (土耕)	0.2		0.2	抑制長段0.2ha	2人	0.5人
B3	ハウスいちご	0.15		0.15	高設栽培0.15ha、 (育苗0.05ha)	2人	0.5人
B4	葉物野菜中心	0.6	0.5	0.1	ハウスコマツナ0.1ha、 露地ブロッコリー0.5ha	2人	0.5人

ウ 果樹

果樹中心経営については、需要動向に即した生産量の確保を基本としつつ、多様なニーズに応じた優良品種・系統の導入、地域の特色を生かした産地の育成を図る。

また、産地の競争力を高めるため、省力化に向けた生産基盤の整備や施設機械の導入、輸出向け果実の生産拡大を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額の軽減を図るため、既存の園地や施設機械の借入又は継承を進める。また、収益確保に向け早期成園化技術の導入、販路の拡大や販売方法の多様化などの取組を促進する。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
			露地	施設		家族・役員	雇用
A8	かんきつ	1.6	1.6		極早生温州 (みえ紀南1号マルチ) 0.5ha、 極早生温州 (マルチ) 0.5ha、 不知火0.3ha、カラ0.3ha	2.5人	0.5人
A9	なし (直売+市場出荷)	1.0	1.0		露地幸水0.8ha、露地豊水0.2ha	2.5人	0.5人
A10	ぶどう (直売中心経営)	1.0	0.2	0.8	露地0.2ha (有核大粒系0.1ha、テラウエア0.1ha) 雨よけ0.55ha (大粒系：無核0.3ha、有核0.15ha、テラウエア0.1ha) 少加温0.25ha (大粒系：無核0.15ha、有核0.1ha)	2.5人	0.5人
A11	うめ	2.0	2.0		うめ (南高) 2.0ha	2人	1人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
B5	かんきつ	1.0	1.0		極早生温州 (みえ紀南1号マルチ) 0.2ha、 極早生温州 (マルチ) 0.3ha、 早生温州 (マルチ) 0.3ha、カラ 0.2ha	1人	0.5人
B6	なし (直売+市場出荷)	0.7	0.7		幸水 0.6ha、豊水 0.1ha	2人	0.5人
B7	ぶどう (直売)	0.5	0.2	0.3	露地 (有核) 0.2ha、 雨よけ 0.3ha (有核 0.2ha、無核 0.1ha)	2人	0.5人

エ 花き・花木

花き・花木中心経営については、地域の条件や消費動向に応じた品目、品種の導入と作型の組合せにより、ほ場、施設の効率的な利用を進め、施設の高度化、機械化による省力かつ低コストな生産を進めるとともに、減農薬や効率的な施肥、生分解性資材の利用等による環境保全型の生産を進める。

花木経営では、サツキ、ツツジ類の安定生産を図るとともに、マット、コンテナ等を利用した根域制限生産を、花き経営では、消費者ニーズに対応した新しい品種導入による差別化などの取組を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を抑えるため、中古の施設機械の活用や、設備の簡素化を図るとともに、販売については、市場流通を基本としつつ、直売等販売方法の多様化にむけた取組を進める。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
A12	施設鉢物	0.9		0.9	シクラメン0.5ha、その他鉢物0.4ha	2人	3人
A13	花木中心	3.2	3.2		さつき3.0ha、タマリユウ0.2ha	2人	1.5人
A14	花木中心 (雇成型)	10.0	10.0		さつき9.5ha、タマリユウ0.5ha	2人	7.5人
A15	花壇苗	0.5		0.5	パンジー他0.5ha	2.5人	5人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
B8	施設鉢物	0.5		0.5	シクラメン0.3ha、その他鉢物0.2ha	2.5人	1人
B9	花木中心	2.0	2.0		さつき2.0ha	2人	0.5人

オ 茶

茶中心経営については、乗用型茶園管理機の導入による省力化と茶園の利用集積等による規模拡大を促進するとともに、製茶工場を核とした生産農家の系列化や協業化など、茶業経営の合理化に向けた取組を進める。

また、地域の特色や消費者のニーズを考慮した優良品種への改植を計画的に進め、茶葉の品質確保に努めるとともに、特に、実需者との取引において重要となっている国際水準のGAP認証の取得を進める。さらに、グローバル市場における新たな需要の獲得に向け、輸出販路の開拓や輸出向け生産の拡大に取り組む。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、当面は大きな投資が必要な荒茶加工施設は導入せず、産地内の大規模製茶経営体へ生葉を販売する茶栽培専門経営を勧める。経営開始にあたっては、安定的な茶葉生産が可能な成木園で、かつ、機械化に対応できる優良な茶園の確保を進める。

また、茶園管理についても、投資額を抑えるために中古の乗用型茶園管理機の導入等により、生産コストの削減と省力化を進める。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A16	茶個別経営	8	8	かぶせ茶8ha	2人	0.5人
A17	茶個別経営 (小売)	4	4	せん茶3ha、かぶせ茶1ha	2人	0.5人
A18	茶大規模経営 (雇用型)	30	30	かぶせ茶30ha	2人	5人
A19	茶栽培専門	15	15	かぶせ茶15ha	2.5人	0.5人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B10	茶栽培専門	10	10	かぶせ茶 10ha	2人	0.5人

カ 酪農

酪農中心経営については、高能力乳用牛群の整備、適正なふん尿処理及び堆肥の有効利用による自給飼料確保を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等により、衛生管理対策の強化と安全かつ高品質な生乳生産の取組を進める。

また、効率的な飼養管理方式 (フリーストール、フリーバーン、ミルクングパーラー、搾乳ロボット、哺乳ロボット、TMR (混合飼料) 給与方式、自動給餌機等) の導

入や改善により、省力化、低コスト化を進める。

さらに、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、酪農ヘルパー制度を活用し、労力軽減及び繁殖管理技術の早期取得を促し、効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から市町及び関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A20	酪農A	10	10	経産牛50頭、育成牛26頭、つなぎ方式 飼料作物 10ha	2人	0.5人
A21	酪農B			経産牛150頭、フリーストール方式	1人	3人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B11	酪農			経産牛50頭、育成牛26頭、つなぎ方式	2人	0.5人

キ 肉用牛

肉用牛中心経営については、飼育規模の拡大、堆肥の有効利用と合わせた県内産稲わら等の自給飼料利用を進めるとともに、繁殖肥育一貫経営への転換や受精卵移植技術の活用等による和牛肥育素牛の確保に取り組む。

また、流通の追跡を可能とする牛トレーサビリティシステムの的確な運用により、安全・安心な牛肉生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策の強化の取組を進める。

加えて、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、稲わら等の地域資源を有効活用し、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、肥育期間が長期にわたるため、資金繰りが円滑にできるよう、経営管理能力の早期向上を図る。

さらに、畜産環境対策として、経営開始前から市町及び関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A22	和牛繁殖	8.2	8.2	繁殖牛50頭、育成牛10頭、 飼料作物8.2ha	2人	
A23	和牛去勢肥育			黒毛和牛去勢150頭	2人	0.5人
A24	和牛雌肥育			黒毛和牛雌100頭	2人	
A25	和牛雌肥育(雇用型)			黒毛和牛雌300頭	1人	2.5人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B12	和牛雌肥育			黒毛和牛雌100頭	2人	
B13	和牛繁殖			繁殖牛50頭、育成牛10頭	2人	

ク 養豚

養豚中心経営については、優れた種豚や人工授精技術の導入、飼養技術や豚舎環境の改善などにより低コスト・高品質生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策の強化、堆肥の有効利用の取組を進める。

さらに、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、多額となる資金繰りに対応するため、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から市町及び関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A26	養豚一貫			繁殖雌豚100頭、繁殖雄豚4頭	2人	
A27	養豚一貫(雇用型)			繁殖雌豚300頭、繁殖雄豚10頭	2人	2人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B14	養豚一貫			繁殖雌豚100頭、繁殖雄豚4頭	2人	0.5人

ケ 養鶏

養鶏中心経営については、需要動向に対応した自主的な計画生産を基本に、素びなや飼料の適正な選定、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策、鶏舎環境の改善、堆肥の有効利用などにより、低コストで安全・安心な鶏卵・鶏肉の生産に取り組む。

さらに、畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、収益力の向上等をめざす高収益型畜産連携体の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、原卵出荷を基本とし、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から市町及び関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
A28	採卵鶏			採卵鶏50,000羽	2.5人	3.5人
A29	銘柄肉用鶏			肉用鶏100,000羽	2人	1人

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
B15	採卵鶏			採卵鶏20,000羽	2.5人	1人

(2) 経営管理の方法

農業経営の状態を的確に把握することは、経営の発展をめざすうえで、大変重要となることから、パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況（生産量・品質）の計数管理の導入を進める。

その上で、経営目標に対する課題を明確にし、経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善（PDCAサイクル）の実施に取り組む。また、消費者のニーズを的確にとらえた農産物を生産し、経営の安定及び発展が図られるよう、経営計画の策定を進める。

GAP（農業生産工程管理）、HACCPについては、経営管理能力の向上とともに

に、食品安全、環境保全、労働安全等の確保を図る上で必要な取組として導入を進める。また、先進的経営体においては、実需者等のニーズを踏まえつつ、必要に応じて国際水準のGAP認証の取得を進める。

また、円滑な経営継承や経営安定を図る上で効果的な農業経営体の法人化を進める。

(3) 農業従事の態様

労働時間については、他産業並みの時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、年間を通じた労働時間の平準化、短縮を図る。経営規模の拡大を図る経営体においては、省力化と生産性の向上に向け、農業機械や生産施設等へICTや自動化等の技術の導入を図る。

特に、畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体などとの連携、ヘルパー制度の活用を進める。

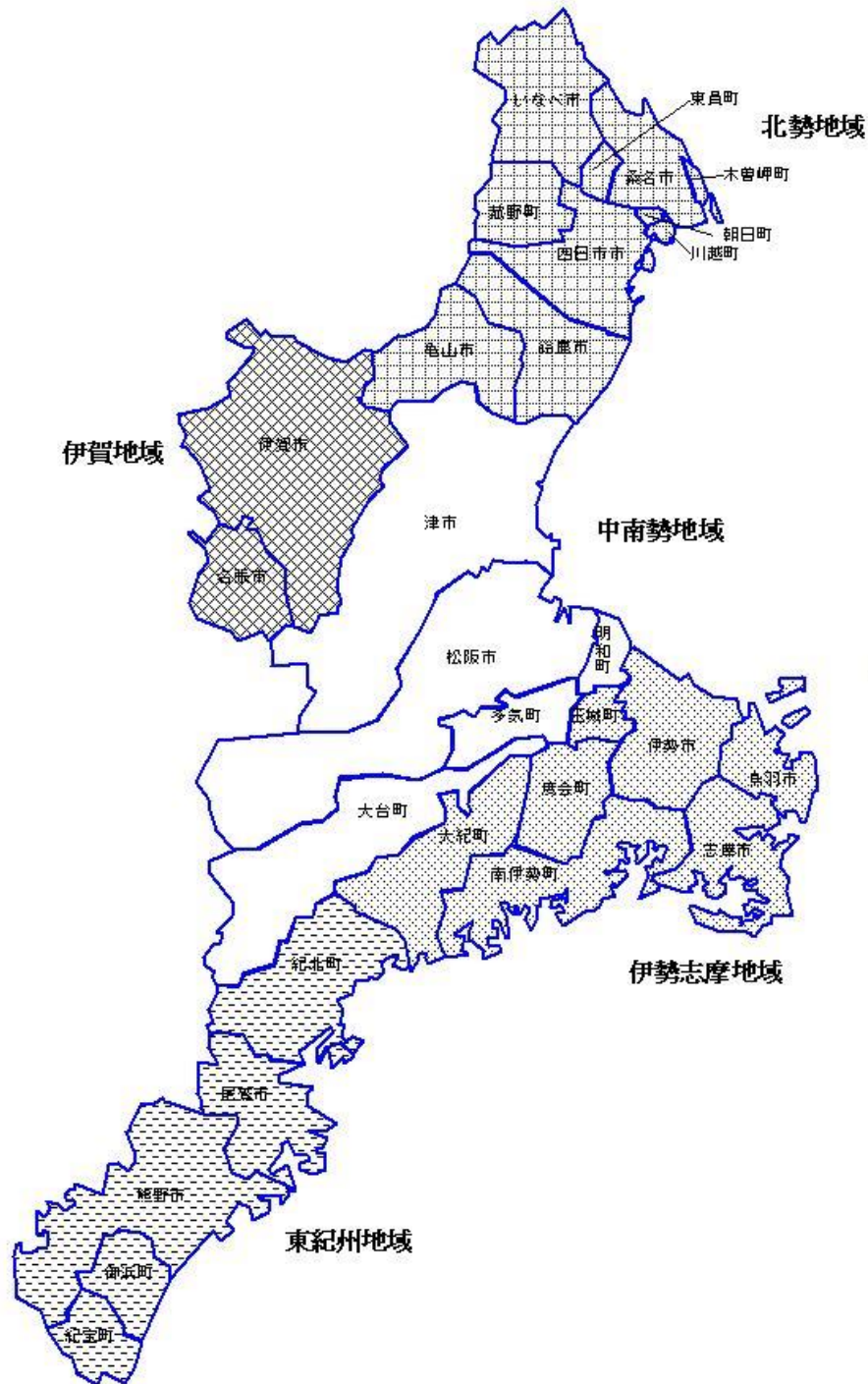
快適で安全な作業環境を実現するため、高温や粉じん・騒音に対応した生産施設・作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用や農薬散布等の安全性の確保を進める。

また、後継者や従業員にとって魅力ある職場とするため、家族経営協定の締結、経営の法人化、就業ルールの明確化などの働き方改革の取組を進めるとともに、休日制・給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生の充実などを促進する。また、人材育成の方針を明らかにするなど、必要に応じてICT等の技術を活用し、効率的に生産技術の習得、継承が図られる環境整備を進める。

(4) 各地域における推進方向及び該当する営農類型

営農類型ごとの経営規模の指標に係る地域区分については以下のとおりとする。
標準的な営農類型については、各地域において展開する主なものについて示す。

[地域区分・市町 図]



(令和5年3月31日現在)

ア 北勢地域

北勢地域では、平坦部の水稲や木曾三川流域等におけるトマト、花き、観葉植物等の施設園芸、鈴鹿山麓における茶、花木、採卵鶏、肉用牛等の生産が中心となっている。

平坦部の水田では、ほ場整備田を中心に土地利用調整を進めながら、水稲、麦、大豆等の大規模水田農業経営の確立に向けた取組を推進するとともに、消費地に近い立地条件や、市場条件の優位性を生かしたトマト・観葉植物を中心とした施設園芸、ファーマーズマーケットに出荷にする露地野菜等の都市近郊型農業経営体を育成する。

また、鈴鹿山麓に広がる丘陵地で行われている、茶、花木、露地野菜、畜産等については、経営規模の拡大や経営の複合化、多角化により、産地競争力の強化を進める。

イ 中南勢地域

中南勢地域では、平坦部の水稲を中心として、露地野菜、トマトやいちご等の施設野菜、なし等の果樹が栽培され、中山間部では茶、畜産等の生産が中心となっている。

平坦部の水田では、ほ場整備田を中心に土地利用調整を進めながら、水稲、麦、大豆、飼料作物等の土地利用型農業や水稲＋露地野菜の複合経営に加え、トマトやいちごを中心とした施設野菜、なし等の集約型農業経営を推進する。

また、中山間部では、特色ある米生産を中心とした水田農業を展開するとともに、松阪牛をはじめとした畜産のほか、果樹、花き、茶、きのこ類等、地域の特色を生かした作目を基本に、経営の複合化、多角化を進める。

ウ 伊勢志摩地域

伊勢志摩地域では、宮川下流に広がる平坦部での水稲、野菜、花き、宮川中上流の中山間部における茶、畜産、志摩半島から熊野灘沿岸部における温暖な気候を生かしたいちご、メロン、かんきつ等の生産が中心となっている。

平坦部においては、水稲、麦、大豆体系や水稲＋露地野菜（キャベツ等）の複合経営を推進するとともに、すでに産地化している野菜、花き等の栽培技術の改善や高度化を進め、農業経営体の収益性向上を図る。

また、半島部や中山間部等では、地域条件の実態に即した水田農業を展開するとともに、いちご、メロンやかんきつ類、花き、畜産などの経営体の育成を進める。

エ 伊賀地域

伊賀地域では、盆地特有の気候や土壌条件を生かし、水稲、酒米、野菜、ぶどう、なし、畜産等、多様な農業が展開され、伊賀米や伊賀牛をはじめ高く評価されているブランド農産物を生産している。

ほ場整備田を中心に、地域条件を生かした付加価値の高い良質米生産や優良種子生産等を行う経営体を育成する。

また、すでに産地化されている野菜、ぶどう、肉用牛等については、高品質生産、低コスト生産を積極的に進め、ブランド農産物の生産を支える農業経営体の収益性向上を図る。

オ 東紀州地域

東紀州地域では、古くから温暖な気象条件を生かし、かんきつの生産を中心に、水稲、トマト、花き、畜産等の農業が展開されている。

特に、かんきつ類の高品質化、周年生産に取り組むとともに、水稲の高付加価値化や新規需要米の生産拡大、熊野地鶏の飼育拡大と高付加価値化、トマト、花き、畜産等の経営安定を進める。

(各地域において該当する営農類型)

A:効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域	
		平 坦	中山間	平 坦	中山間	平 坦	中山間	平 坦	中山間	平 坦	中山間
A1	主穀中心A (個別)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A2	主穀中心B (大規模)	○		○		○					
A3	主穀中心C (集落営農)	○	○	○	○	○	○	○	○		
A4	ハウストマト(土耕)	○	○	○	○	○					○
A5	ハウストマト(RW)	○	○	○	○	○					○
A6	ハウスいちご	○	○	○	○	○	○	○			○
A7	露地野菜	○		○		○		○			
A8	かんきつ						○				○
A9	なし (直売+市場出荷)	○	○	○	○	○	○	○	○		
A10	ぶどう (直売中心経営)							○			
A11	うめ										○
A12	施設鉢物	○	○	○	○	○	○	○	○		
A13	花木中心	○	○	○	○						
A14	花木中心 (雇用型)	○	○	○	○						
A15	花壇苗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A16	茶個別経営	○	○	○	○						
A17	茶個別経営 (小売)			○	○		○				
A18	茶大規模経営 (雇用型)	○	○	○	○						
A19	茶栽培専門	○	○	○							
A20	酪農A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A21	酪農B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A22	和牛繁殖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A23	和牛去勢肥育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A24	和牛雌肥育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A25	和牛雌肥育 (雇用型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A26	養豚一貫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

A27	養豚一貫（雇用型）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A28	採卵鶏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A29	銘柄肉用鶏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

B：新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域	
		平 坦	中山間	平 坦	中山間	平 坦	中山間	平 坦	中山間	平 坦	中山間
B1	主穀中心	○		○		○		○			
B2	ハウストマト(土耕)	○		○		○					○
B3	ハウスいちご	○		○		○		○			○
B4	葉物野菜中心	○		○		○		○			
B5	かんきつ						○				○
B6	なし (直売+市場出荷)	○	○	○	○	○	○	○	○		
B7	ぶどう (直売)							○			
B8	施設鉢物	○	○	○	○	○	○	○	○		
B9	花木中心	○	○	○	○						
B10	茶栽培専門	○	○	○	○		○				
B11	酪農	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B12	和牛雌肥育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B13	和牛繁殖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B14	養豚一貫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B15	採卵鶏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 生産基盤、加工・販売に関する事項

(1) 生産基盤

農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、生産の低コスト化や農業労働力の削減を目的とするほ場整備や用水路のパイプライン化、農道整備、農業生産を支える農業用施設の長寿命化などを進めるとともに、これらの施設の維持管理のための地域の話し合いや共同作業に対する支援に取り組む。

水田については、用水管理の省力化に向けた用水路のパイプライン化を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物をはじめ畑作物の導入・定着を図るため、用排水路や暗きょ排水の整備等を進める。

畑地については、野菜や花木等産地の振興と干ばつ被害の解消のため、畑地かんがい施設と併せて、基幹水利施設の整備を進める。

樹園地については、土地利用の基本的な方向に沿って、果樹園、茶園ごとに適正な規模での集団化を進めるとともに、地域の経営状況に合わせて、かん水作業の省力化や用水の多目的利用を図るため、必要なかんがい施設等の整備を進める。

また、中山間地域等においては、地形条件等を考慮した経済的な工法など地域の立地条件を生かした基盤整備を進める。

(2) 加工・販売

農業経営体による自らの経営資源を生かした農産物加工、B to BやB to Cによる直接販売、農家レストランや農泊ビジネスによる集客・交流事業、農商工連携や6次産業化による新たな商品の開発・販路拡大等に積極的に取り組むことを促し、雇用力のある農業経営体の確保・育成につなげる。

6次産業化に取り組む農業経営体は、中長期計画を明確にし、適切な衛生管理や経営管理を行うとともに、リスク対応の体制整備を推進する。また、労働力の適正配分などにより、農業生産と6次産業化等部門とのバランスのとれた体制の整備を進める。

市場出荷、実需者との契約生産、直売所や大規模小売店のインショップによる直接販売に加え、加工事業者や流通事業者との連携、大都市圏や海外等への販売など、多様な流通スタイルの確立により、販路拡大を図る。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

第1に掲げる基本的な方向に沿っためざすべき農業経営体の確保・育成に向け、三重県農林水産支援センターに県農業経営・就農支援センターの相談窓口を設置し、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

1 県農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

法第11条の11の規定に基づき県が開設し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町への紹介等、以下①～④の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

農業経営・就農支援センターの運営に当たっては、県が指導・監督を行うとともに、普及センター、県農業大学校、三重県農業会議、農地中間管理機構、三重県農業協同組合中央会、日本政策金融公庫等と相互に連携してサポートを行うものとする。

県は、年度毎の運営内容について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関と協議の上、取り決める。

2 都道府県が主体的に行う取組

県は、農業を担う者を幅広く確保するため、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、農業の魅力、市町・地域の受入体制等について積極的に情報発信する。

新たに就農しようとする青年等に対しては、研修等を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

普及センターにおいては、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう計画的に巡回指導等を行う。

また、農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

第2章に掲げる推進体制に基づく役割分担を基本に、関係機関・団体との連携のもとに、農業を担う者の確保及び育成に取り組む。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用集積に関する目標 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営をめざす「意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造」の目標として、認定農業者等の農業経営体が農用地に占める経営農地の割合を70%（目標年度：令和11年度）に設定する。

また、地域計画の作成促進や農地中間管理事業等の活用を図り、農用地の面的にまとまった形での利用集積の円滑な促進に取り組む。

地域	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等（認定農業者・集落営農組織等）の農地シェア（農用地利用集積率）	効率的かつ安定的な農業経営を営む者等（認定農業者・集落営農組織等）の育成目標	
		うち法人経営体数	
県内全域	70%	3,000 経営体	935

※現状数値（R5.3 末時点）：農地シェア 44.8%、経営体数 2,499

（参考）

確保・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の経営類型別育成目標
 （目標年度：令和11年度）

経営類型	主穀中心経営	野菜中心経営	果樹中心経営	花き花木中心経営	茶中心経営	畜産中心経営	その他	計
育成数	1,290 うち 集落営農 490	770 うち 露地 330 施設 440	320	170	180	210	60	3,000
うち 法人経営 体数	495	160	50	40	45	105	40	935

第5 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項

第1に掲げる基本的な方向に沿っためざすべき農業構造の実現のため、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の確保・育成
- ② 中山間地域等における多様な担い手の確保・育成
- ③ 効率的かつ安定的な土地利用の推進

を基本とし、施策の集中化・重点化を行い、関係機関・団体の協力を得て次に掲げる事項に留意し、農業経営基盤強化促進事業（地域計画推進事業及び農用地利用改善事業）に取り組む。

1 農業経営改善計画に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営の構築に向け、自らの農業経営の改善を計画的かつ積極的に進めようとする農業経営体を明確にするとともに、農業者が取り組む経営規模の拡大、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を加速させるため、認定農業者制度の一層の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

- ア 認定農業者が策定した農業経営改善計画の実現に向け、関係機関・団体と連携して、先進技術の導入、経営規模の拡大、農業経営の多角化・複合化、6次産業化による経営改善、経営管理能力の向上、法人の設立などに関する指導相談活動、研修等の支援を行う。
- イ 経営改善を支援するため、県農業経営・就農支援センターを中心に、関係機関・団体等による地域にマッチした担い手サポート体制の充実を図る。
- ウ 認定期間の最終年（5年目）を迎えた認定農業者を中心に、中小企業診断士や税理士など専門的な知識を有する者の活用を促し、経営改善や発展に向け必要な支援を行う。

2 青年等就農計画等に関する事項

独立自営で新たに農業経営を営む青年等と、法人就農や親元就農による新規就農者の確保目標を達成するため、認定新規就農者制度の周知徹底及び活用推進を図るとともに、農業をビジネスとして展開できる人材の養成など、以下の取組を行う。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

就農希望者に対しては、関係機関・団体が連携して窓口を設置し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行う。

また、就農に向けての技術習得については、農業大学校等の研修先の情報提供や、研修受け入れ先として就農サポートリーダーとのマッチング等を行う。

さらに、学校教育との連携により、将来、農業が職業の選択肢になるよう出前授業やインターンシップ等の実施を推進する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農の意志が明確になった者に対しては、栽培技術の習得、農地や住居の取得、地域社会や農作物産地部会への溶け込み等への支援を、就農サポートリーダーや関係機関が連携しながら進める。加えて、市町が策定する地域計画への地域の中心的な経営体としての位置づけや、国の新規就農者支援制度や青年等就農資金の活用、普及センターによる重点指導など、安定的な経営体への成長に向けて積極的な支援を行う。

農業大学校においては、高度な経営感覚を養うみえ農業版MBA養成塾等により農業ビジネス人材の育成を図る。

また、農業法人等への雇用就農者の定着に向けて、雇用時のミスマッチの解消や就業環境の改善、人材育成プログラムの充実への支援を行う。

さらに、三重県農村青少年クラブ連絡協議会や地域の生産者組織活動への積極的な参加を勧め、自主的な学習活動や仲間づくり活動を援助するとともに、地域農業を担う意識の啓発を図りつつ、その推進者として育成する。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

関係機関・団体は、青年等就農計画の達成状況や経営課題を把握し、必要に応じて、専門的知識を有する者も活用しながら、栽培技術指導、経営指導等を重点的に行う。また、当該農業者が農業経営改善計画を作成できるよう、計画的な支援に取り組む。

3 農地中間管理事業に関する事項

地域計画の作成にあたり、農地中間管理機構は農地の出し手と受け手である担い手農家の情報提供や調整、農地利用最適化推進委員と連携した集落等への働きかけや大規模経営体による地域等への要請活動、茶やかんきつ産地の構造改革とあわせた担い手への農地集積活動等を進めるなど、支援を行う。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業（農家に同意や負担を求めず実施できる基盤整備事業）の活用を通じて、担い手農家への農地集積・集約化を進める。

4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業に関する事項

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、関係機関と連携し、農業者等の協議の結果を踏まえた地域計画の作成を促す。また、その中で地域の農業の将来の在り方やめざすべき将来の農用地利用の姿である目標地区の明確化を促進する。さらに、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農

用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 農用地利用改善事業に関する事項

集落営農を円滑に進める上で、集落単位での土地利用調整や担い手の明確化は大変重要であることから、法第 23 条に基づく農用地利用改善団体を地域における効率的な土地利用を進めるための基礎的集団として位置付け、農用地利用規程の策定、特定農業団体や特定農業法人の設立等の活動を促進する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農作業受委託については、地域計画推進事業と一体的に推進することとし、地域の実態に応じ、部分委託から全面委託さらには利用権の設定への移行を促進する。

また、農業の持続的な発展を図るために必要な新規就農者等の養成及び確保を促進する事業やその他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、地域の創意工夫を生かした活動展開を図る。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により三重県農地中間管理機構に指定された三重県農林水産支援センターは、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、県の区域を事業実施区域として法第7条に規定する事業を行う。

- ① 農地売買等事業
- ② 研修等事業

農地中間管理機構が特例事業を行うに当たっては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 農地売買等事業は、ほ場の分散保有を解消しつつ、農業経営の規模を拡大し、農作業の効率化を図る等効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう実施するものとする。
- ② 研修等事業は、県農業経営・就農支援センター、普及センター、農業大学校、県農業会議、県農業協同組合中央会等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等との連携を図りつつ新規就農希望者（農業後継者を含む）及び新たな分野の農業をはじめようとする農業者に対する研修その他の事業を行うものとする。

特例事業の対象者は、認定農業者を優先するものとし、認定農業者の農業経営改善計画の達成に寄与するよう実施するものとする。

第2章 推進体制

1 県段階における推進体制

(1) 県

「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に沿った望ましい地域農業構造の確立及び関連施策の効率的な活用を推進するため、関係機関・団体との密な連携のもとに、以下のことを行う。

- ① 県基本方針の目標実現に向けた必要な施策の企画・立案
- ② 市町が行う認定農業者及び認定新規就農者の育成等にかかる農業経営基盤強化措置についての適切な指導、助言、及び県が行う認定農業者制度の適切な実施
- ③ 市町、関係機関・団体等の活動を促進するための推進体制の整備
- ④ 県農業経営・就農支援センターの取組による、新規就農者の確保・育成や効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業経営体の経営改善に向けた支援活動
- ⑤ 地域計画の作成支援を通じた農地の集団的利用や新たな担い手の確保等、農地中間管理事業の適切な実施

(2) 一般社団法人三重県農業会議

県農業会議は、担い手の育成・確保を推進する組織として、その役割を果たすとともに、農業経営体の経営指導や法人化など高度な経営対策への対応をはじめ、市町や農業委員会、地域農業再生協議会への活動支援や連携強化を積極的に進める。

また、農業委員会が行う地域計画や目標地図作成支援、認定農業者や認定新規就農者等への農地のあっせん活動に対して適切な指導を行うとともに、市町の範囲を超える広域的見地から、農用地利用関係の調整に必要な資料を提供するなど農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るものとする。

さらに、法人への就業を希望する新規就農者の受け皿となる雇用型法人の育成を行う。

(3) 公益財団法人三重県農林水産支援センター

三重県農林水産支援センターは、県農業経営・就農支援センターとして、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町への紹介等を行う。また、企業等新規参入にかかる相談業務を行うものとする。

さらに、農地中間管理機構として、農地中間管理事業に取り組むとともに、地域計画を作成しようとする地域や市町に対し積極的に受け手の情報を提供する。この他、法第7条に規定する農地売買等事業などに取り組む。

実施にあたっては、市町、農業協同組合、農業委員会との連携を図り、農地の集積・

集約化を促進するものとする。

(4) 三重県農業協同組合中央会

県農業協同組合中央会は、農業協同組合が行う経営管理・生産技術向上等の活動への積極的な支援とともに、地域計画の作成支援等を通じた農用地の利用調整、営農組織の育成、農作業受委託事業の促進などについて、効率的な推進に向けた協力を行うものとする。

(5) 株式会社日本政策金融公庫

市町、三重県信用農業協同組合連合会、県等の関係機関と連携し、認定農業者及び認定新規就農者向けに資金の円滑な貸付けを行うものとする。

2 市町段階における推進体制

(1) 市町

市町は、基本構想を柱とした地域農業の構造改革の推進主体として、地域計画の作成に取り組む。また、地域農業再生協議会を運営し、担い手育成・確保に向け積極的な活動を行うとともに、地域の実情に即した認定農業者制度及び認定新規就農者制度の積極的な普及・運用を図る。併せて、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けて、相談対応の窓口を充実し、情報発信を行うとともに、地域における新規就農者の受け入れ体制の構築を図り、地域に根ざした農業経営体の育成や土地利用体制の確立につなげる活動を展開するものとする。

推進にあたっては、県域段階で活動を行う県農業経営・就農支援センターや農地中間管理機構とも、積極的な情報共有等を通じ連携を図るものとする。

(2) 関係機関及び関係団体

農業経営基盤強化促進事業を円滑に進めるため、市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体の役割を明確にしつつ、相互に協力し一体となって推進するものとする。

ア 農業委員会

地域における農地のあっせん活動の実施主体として、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、農地の出し手・受け手の意向や、遊休農地・所有者不明農地等の状況把握、情報提供を行い、地域計画や目標地図の作成に積極的に参画する。また、農地

中間管理機構への貸付の働きかけを進めるとともに、農用地利用集積等促進計画の作成に協力し、農地の集積・集約化を図るものとする。

イ 農業協同組合

農業協同組合は、農業経営体に対する経営管理・生産技術向上への支援をはじめ、営農組織の育成、農作業受委託の促進、販売戦略の構築、制度資金をはじめとする営農資金の貸付けなどに主体的に取り組むとともに、市町、農業委員会と連携を密にして、地域における土地利用調整や農地の流動化を積極的に推進する役割を果たすものとする。

また、必要に応じて組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、地域計画作成に向けた協議への参加、農地中間管理機構との連携等による農地の利用調整についても積極的に取り組むものとする。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するために、産地等での新規就農者の受入体制の構築を行うものとする。

ウ 土地改良区

土地改良区は、土地改良事業の推進、土地改良施設の効率的な管理を行うとともに、農用地利用改善団体や集落組織と連携を図りつつ、地域計画作成に向けた協議への参加など、地域の農地利用集積・調整への積極的な取り組みを行うものとする。

3 農業再生協議会による推進体制

農業経営の安定と国内生産力の確保を図るために、経営所得安定対策の推進や米の需給調整の推進、農地の利用集積、担い手の育成・確保等に資することを目的に県及び地域に設置された再生協議会は、次のことを行う。

(1) 三重県農業再生協議会

県農業再生協議会は、地域農業再生協議会の活動を支援するとともに、関係機関と連携して県域における経営対策を積極的に展開するものとする。

(2) 地域農業再生協議会

地域農業再生協議会は、市町をはじめ、関係機関と連携して、農業経営基盤強化を促進するための施策の推進を図るものとする。